

加須市行政経営懇話会委員について

1 行政経営懇話会とは

行政経営懇話会は、市民の視点と民間経営の視点から、「加須市行政経営プラン」の実施状況に対し、御意見や御提言を頂くために設置した組織です。

「加須市行政経営プラン」は、市民との協働による真に自立した自治体経営を推進し、利便性の高い行政サービスを提供するため、効率的な行政経営と安定的な行財政基盤の構築を目指し、具体的取組などを盛り込んだ計画です。

本プランは、これまで第1次計画、および第2次計画をそれぞれ策定し、推進してまいりました。そして、これらを継承しつつ、社会情勢等の変化を見据え、新たな取組を取り入れた「第3次加須市行政経営プラン（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を令和3年3月に策定し、「市民との協働による未来につなげる自治体経営」を理念に掲げ、プランの推進に取り組んでいるところです。

2 懇話会の構成

市内公共的団体などの構成員や学識経験者、民間企業の経営者など、18人の委員で構成しています。委員の任期は2年（R5.8.17～R7.8.16）となります。

なお、任期途中から委員になられる方の任期は、前任者の残任期間となります。

3 委員の役割

委員の皆様には、会議に御参加いただき、行政経営プランの取組状況などについて御意見や御提言を頂戴いたします。

なお、令和6年度の会議は、令和5年度取組結果の報告のため、1回開催させていただく予定です。

また、会議に御出席いただいた場合は、謝礼として委員1人につき3,000円の謝金をお支払いさせていただきます。

加須市行政経営懇話会設置要綱

(平成22年7月14日市長決裁)

(設置)

第1条 市民の視点と民間経営の視点から、加須市行政経営プランを策定し、及び推進するため、加須市行政経営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、加須市行政経営プランの策定及び実施状況等に係る加須市行政経営本部の報告に対して意見、提言等を行う。

(構成)

第3条 懇話会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 民間企業、民間団体等の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、議長となる。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則（省略）